

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

- 1 件名
食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正
- 2 対象
食品添加物（イソマルトデキストラナーゼ、カキ色素、エンジュ抽出物及び d l - α - トコフェロール）
- 3 趣旨及び目的
食品添加物であるイソマルトデキストラナーゼ及びカキ色素の規格基準の設定並びにエンジュ抽出物及び d l - α - トコフェロールの規格基準の改正
- 4 施行予定日
意見提出期限後、速やかに施行の予定
- 5 照会先
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111 内線 2453, 4274
FAX 03-3501-4868
- 6 意見提出期限
通報開始日より60日後